

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
休む日、  
がと日、  
かると日、  
の翌日)

## 目次

◇規 則 災害救助法施行細則の一部を改正する規則

◇告 示 昭和四十八年五月鳥取県告示第三百三十四号の一部改正

身体障害者福祉法による医師の指定

地域森林計画の樹立

地域森林計画の変更

入会林野整備計画の適否の決定

土地改良事業計画の策定

土地収用法による事業の認定

公共測量を実施する旨の通知

国有財産の用途廃止

都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧

## 規 則

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第四号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和三十五年三月鳥取県規則第十号）の一部を次のように改正する。

別表第一の一の二の(三)中「三七一、〇〇〇円以内」を「三九三、〇〇〇円以内」に改める。

別表第一の六の3中「八八、九〇〇円以内」を「九四、一〇〇円以内」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和四十八年十月一日から適用する。

## 告 示

### 鳥取県告示第五十号

鳥取県事業所経済調査要綱（昭和四十八年五月鳥取県告示第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

五 調査期日にただし書として次のように加える。

ただし、国の商業統計調査が実施される年においては、卸売・小売業については、五月一日現在で行う。

八 調査票の提出期限及び提出先にただし書として次のように加える。  
 ただし、国の商業統計調査が実施される年においては、卸売・小売業  
 については、六月二十日までに提出する。

**鳥取県告示第五十一号**

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項  
 の規定に基づき、次のとおり同項に規定する医師を指定したので、身体障  
 害者福祉法施行細則（昭和三十四年四月鳥取県規則第十三号）第二条の規  
 定により告示する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

診療科目	氏 名	勤務先又は居住地
内科	高 杉 潔	東伯郡三朝町山田八二七 岡山大学医学部附属病院三朝分院
眼科	前 嶋 檀	鳥取市幸町七一 鳥取市立病院

**鳥取県告示第五十二号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第一項の規定に基づ  
 き、倉吉地域森林計画をたてたので、同法同条第五項の規定により、次の  
 場所において公表する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課  
 鳥取県倉吉地方農林振興局

**鳥取県告示第五十三号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第三項の規定に基づ  
 き、鳥取森林計画区及び八頭森林計画区の地域森林計画を変更したので、  
 同法同条第五項の規定により、次の場所において公表する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

公表の場所

鳥取県農林部林務課

鳥取県鳥取地方農林振興局及び鳥取県八頭地方農林振興局

**鳥取県告示第五十四号**

青谷町絹見入会林野整備組合組合長青谷町大字絹見五四一番地森春雄か  
 ら申請のあつた入会林野整備計画については、昭和四十九年一月九日適当  
 と決定したので、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律  
 （昭和四十一年法律第二百二十六号）第六条第四項の規定により、次のとお  
 り告示する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

絹見入会林野整備計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年一月二十三日から三十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県農林部林務課及び青谷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して三十日以内に申し出ること。

鳥取県告示第五十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十八年十一月十三日付けで鳥取市秋里八六七番地坂本象太郎ほか十四人の者から申請のあつた県管で行う土地改良（大井手地区農業用排水）事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良（大井手地区農業用排水）事業計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十九年一月二十三日から二十日間とする。

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対して異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき、事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 起業者の名称

池田市

二 事業の種類

池田市立海の家新設事業

三 起業地

1 収用の部分

青谷町大字井手字道端地内

2 使用の部分

なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

青谷町役場

鳥取県告示第五十七号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、日本国有鉄道から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があつたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 作業種類

航空写真測量

二 作業期間

昭和四十九年一月二十二日から昭和四十九年三月三十一日まで

三 作業地域

日南町生山、日野町荒神原、漆原、上菅、楢原、近江、追原、小河内、岡、黒坂、中畑、下黒坂、根妻、岩田、下榎、本郷、安原、加勢治、漆原、野田、津地、根雨、舟場及び貝原、江府町下安井、荒田、洲河崎、半ノ上、武庫、江尾、小江尾、久連、佐川及び美女石、溝口町根雨原、白水、荏、古市、宮原、中祖、谷川、宇代、溝口、長山、大江及び上野、岸本町上細見、小野、立岩、吉定、口別所、岸本、押口、吉長及び遠藤並びに米子市水浜、河岡、赤井手、今在家、美濃、蚊屋及び熊堂

鳥取県告示第五十八号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十九年一月二十二日から用途廃止した。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用途
日野郡溝口町長山字岩ノ口三八三番六地先から同町長山字岩ノ口三五九番二地先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口三八三番六地先から同町長山字岩ノ口三五九番二地先まで	七六・三九	道路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口三五九番四地先から同町長山字岩ノ口四二九番一地先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口三五九番四地先から同町長山字岩ノ口四二九番一地先まで	四六・一七	道路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番四地先	日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番四地先	二・七〇	道路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四二七番四地先	日野郡溝口町長山字岩ノ口四二七番四地先	一四・一六	道路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四二七番二地先から同町長山字岩ノ口四三八番四地先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口四二七番二地先から同町長山字岩ノ口四三八番四地先まで	二八九・九八	道路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四四三番三地从先から同町長山字岩ノ口四四三番四地先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口四四三番三地从先から同町長山字岩ノ口四四三番四地先まで	六八・五八	道路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番七地先から同町長山字岩ノ口四二九番一地从先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番七地先から同町長山字岩ノ口四二九番一地从先まで	二一・〇九	道路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番七地先から同町長山字岩ノ口四二九番一地从先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番七地先から同町長山字岩ノ口四二九番一地从先まで	二二・七五	道路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口三五九番三地从先から同町長山字岩ノ口三五九番五地先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口三五九番三地从先から同町長山字岩ノ口三五九番五地先まで	一八・〇一	水路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口三八三番一六地先から同町長山字岩ノ口三八三番九地先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口三八三番一六地先から同町長山字岩ノ口三八三番九地先まで	二九・二四	水路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口三八三番一五地先から同町長山字岩ノ口三八三番一三地从先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口三八三番一五地先から同町長山字岩ノ口三八三番一三地从先まで	三一・一九	水路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番七地先から同町長山字岩ノ口四二九番一地从先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番七地先から同町長山字岩ノ口四二九番一地从先まで	一三・四四	水路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四二七番四地先から同町長山字岩ノ口四四二番二番地先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口四二七番四地先から同町長山字岩ノ口四四二番二番地先まで	六五・三八	水路敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番二地先から同町長山字岩ノ口四二九番三地从先まで	日野郡溝口町長山字岩ノ口四二九番二地先から同町長山字岩ノ口四二九番三地从先まで	四・七一	水路敷

日野郡溝口町長山字岩ノ口三五九番二地先から同町長山字岩ノ口三五九番一〇地先まで	堤塘敷
日野郡溝口町長山字岩ノ口四四四番四地先から同町長山字岩ノ口四四四番六地先まで	堤塘敷

一〇七・九〇	堤塘敷
二三・五四	堤塘敷

鳥取県告示第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定に基づき、米子市から米子境港都市計画下水道の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、鳥取県土木部都市計画課において公衆の縦覧に供する。

昭和四十九年一月二十二日

鳥取県知事 石 破 二 朗